

# 解体等工事を行う皆様へ

品川区内で解体等工事を行う際には下記の届出・掲示が必要です。  
(裏面フロー図もご確認ください)

届出・掲示	届出・掲示の要件・時期	届出先																					
<b>建設リサイクル法届出</b>	<b>建築物解体:床面積80㎡以上の場合</b> <b>建築物新築:床面積500㎡以上の場合</b> <b>建築物修繕・模様替え:工事金額1億円以上(税込)</b> <b>その他の工作物に関する工事:工事金額500万円以上(税込)</b> <b>工事着手日の7日前までに届出を提出</b>	<b>建築課</b> <b>監察担当</b>  TEL:03-5742-6771 FAX:03-5742-6898																					
<b>品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱</b> <b>標識設置届・説明会等報告書</b>	<b>建築物の床面積の合計が80㎡以上の解体工事が適用。</b> <b>・標識の設置(工事着手日の10日前または14日前までに)</b> ※14日前までの標識設置は次のア～ウのいずれかに該当するもの <b>ア:床面積500㎡以上の場合</b> <b>イ:階数が3以上(木造を除く)</b> <b>ウ:地階(半地下を除く)を有するもの</b> <b>・説明会の開催等(工事着手日の7日前までに)</b> <b>近隣住民に解体工事計画の内容について説明。</b> <b>※上記ア～ウに該当する場合は説明会の開催が必要。</b>  <div style="text-align: center;"> <small>第1号様式(第5次改訂)</small>  <b>解体工事のお知らせ</b>  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>所在地の所在地</td> <td colspan="2">品川区 (区議会)</td> </tr> <tr> <td>解体工事の概要</td> <td>・用途</td> <td>・構造 階・高さ m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・地上</td> <td>地下 階・床面積の合計 ㎡</td> </tr> <tr> <td>事業者</td> <td colspan="2">住 所</td> </tr> <tr> <td>(工事発注者)</td> <td colspan="2">氏 名</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>年 月 日 から</td> <td>年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>標識設置年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> </table> <p>この様式は、品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱第6条第1項の規定により設けられたものです。</p>           連絡先 住 所            氏 名 電 話   <small>記入方法は、A3サイズ。</small> </div>	所在地の所在地	品川区 (区議会)		解体工事の概要	・用途	・構造 階・高さ m		・地上	地下 階・床面積の合計 ㎡	事業者	住 所		(工事発注者)	氏 名		工 期	年 月 日 から	年 月 日まで	標識設置年月日	年 月 日		<b>住宅課</b> <b>開発指導担当</b>  TEL:03-5742-6926 FAX:03-5742-6963
所在地の所在地	品川区 (区議会)																						
解体工事の概要	・用途	・構造 階・高さ m																					
	・地上	地下 階・床面積の合計 ㎡																					
事業者	住 所																						
(工事発注者)	氏 名																						
工 期	年 月 日 から	年 月 日まで																					
標識設置年月日	年 月 日																						
<b>大気汚染防止法等にもとづくアスベストの事前調査・掲示・届出</b>	<b>すべての解体・改修等工事が対象</b> <b>・石綿(アスベスト)の有無についての事前調査の実施</b> <b>・石綿建材の使用の有無(事前調査結果)の掲示</b> <b>◆ 事前調査結果の掲示例は品川区HP</b> <a href="http://www.city.shinagawa.tokyo.jp">http://www.city.shinagawa.tokyo.jp</a> からダウンロード可能です <b>※レベル1,2に該当する場合は、工事着手日の14日前までに大防法等にもとづく届出も必要</b>  <div style="text-align: center;"> <small>品川区(届出先)及び石綿検査機関</small>  <b>建築物等の解体等の作業に関するお知らせ</b>  <small>大気汚染防止法、労働安全衛生法、放射線等防護法及び労働安全衛生法に基づき調査結果をお知らせします。</small>  <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業者の名称</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>調査完了予定日</td> <td>調査 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>調査 年 月 日</td> <td>調査 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>調査完了後連絡 年 月 日</td> <td>調査 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>調査方法の種類(調査箇所)</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> </tr> <tr> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> </tr> <tr> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> <td>調査結果(調査結果)の概要</td> </tr> </table> </div>	事業者の名称	住所	調査完了予定日	調査 年 月 日	調査 年 月 日	調査 年 月 日	調査完了後連絡 年 月 日	調査 年 月 日	調査方法の種類(調査箇所)	住所	調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要	<b>環境課</b> <b>指導調査係</b>  TEL:03-5742-6751 FAX:03-5742-6853					
事業者の名称	住所																						
調査完了予定日	調査 年 月 日																						
調査 年 月 日	調査 年 月 日																						
調査完了後連絡 年 月 日	調査 年 月 日																						
調査方法の種類(調査箇所)	住所																						
調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要																						
調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要																						
調査結果(調査結果)の概要	調査結果(調査結果)の概要																						
<b>騒音規制法・振動規制法特定建設作業実施届</b>	<b>さく岩機(ブレーカー)作業・杭抜き機を用いた作業等を行う場合:</b> <b>工事着手日の中7日前(8日前)までに特定建設作業実施届出</b>																						

↓ 裏面もご確認ください ↓

# 品川区内で解体等工事の実施に必要な届出・掲示

## 建築課

根拠法令: 建設リサイクル法

## 住宅課

根拠法令: 品川区建築物の解体工事計画の  
事前周知に関する指導要綱

## 環境課

根拠法令: 大気汚染防止法(大防法)・  
騒音規制法・振動規制法・  
東京都環境確保条例(都条例)

事前調査

大防法: アスベスト事前調査の実施  
(発注者に事前調査結果を書面で説明する)

14日前

建築物解体: 床面積80㎡以上でア～ウに該当する  
場合  
ア: 床面積500㎡以上の場合  
イ: 階数が3以上(木造を除く)  
ウ: 地階(半地下を除く)を有するもの  
(設置後速やかに標識設置届の提出)

レベル1、2のアスベストがある場合  
大防法: 特定粉じん排出等作業実施届出書  
都条例: 石綿飛散防止方法等計画届出書  
の提出

10日前

建築物解体: 床面積80㎡以上で上記ア～ウ以外  
のもの  
(設置後速やかに標識設置届の提出)

中7日前  
(8日前)

さく岩機(ブレーカー)作業・杭抜き機を用いた  
作業等を行う場合  
騒音規制法・振動規制法:  
特定建設作業実施届出の提出  
(工事着手日の中7日前まで)

7日前

建築物解体: 床面積80㎡以上の場合  
建築物新築: 床面積500㎡以上の場合  
建築物修繕・模様替え: 工事金額1億円以上(税  
込)  
その他の工作物に関する工事: 工事金額500万円  
以上(税込)  
建設リサイクル法届出の提出  
(工事着手日の7日前まで)

説明会等の実施  
(説明終了後速やかに説明会等報告書の提出)

大防法:  
アスベスト事前調査結果の掲示  
(工事着手日までに)  
→掲示の様式はHPを参照

## 解体等工事着手

問い合わせ先

建築課監察担当  
TEL: 03-5742-6771  
FAX: 03-5742-6898

住宅課開発指導担当  
TEL: 03-5742-6926  
FAX: 03-5742-6963

環境課指導調査係  
TEL: 03-5742-6751  
FAX: 03-5742-6853